

參考資料

(事務局提出資料)

【参考1】能力認証を受けるために必要なカリキュラムの内容 (具体的なイメージ)

	能力認証を受けるために必要なカリキュラム	(参考：看護師資格の取得に必要なカリキュラム)
基盤となる理論等	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な臨床実践に必要とされる看護理論を学び、患者の社会的背景や心理的状況を把握・評価するために必要な視座を獲得する。 専門的な臨床実践の場において生じ得る倫理的諸問題に対処できるよう、生命倫理・看護倫理に関する能力を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各看護学の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶ。 看護師として科学的に思考し、倫理的な判断をするための基礎的能力を養う。
基礎となる知識	<ul style="list-style-type: none"> 正確な症状の評価や臨床推論を行うことができるよう、解剖生理学、病態生理学について、看護師学校・養成所における教育やOJTで習得してきた内容の再確認も含め、正確に学ぶ。 専門的な臨床実践において正確かつ適切に判断を行うことができるよう、診断学に関する知識を正確に学ぶ。 専門的な臨床実践において個々の患者に合わせて薬剤を適切に使用することができるよう、臨床薬理学に関する知識（薬物動態等）を正確に学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 人体を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、臨床で活用可能なものとして、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を学ぶ。
技術・能力	<ul style="list-style-type: none"> 患者の身体的状態を正確に把握・評価することができるよう、問診・視診・触診・打診・聴診の基本的技術、身体所見や臨床検査データ等を活用する技術を学ぶ。 臨床推論や疾病的検査・治療を適切に行うことができるよう、これらに関する基本的技術を学ぶ。 薬物療法を安全かつ効果的に実施することができるよう、副作用等の発現の状況に関する観察能力や判断能力を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション、フィジカルアセスメントを学ぶ。 様々な健康状態にある人々や多様な場で看護を必要とする人々に対し、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ。
総合的知識・統合力	<ul style="list-style-type: none"> 多職種によるチーム医療の中で十分に能力を発揮することができるよう、自らに求められる役割、多職種との連携・協働の在り方、関係法規等について学ぶ。 専門的な臨床実践に必要とされる医療安全に関する知識・技術・姿勢等を学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割を学ぶとともに、チーム医療（他職種との協働）における看護としてのメンバーシップ・リーダーシップを養う。 医療安全の基礎的知識を学ぶ。
演習・臨地実習	<ul style="list-style-type: none"> 疾病的治療と療養生活の質の向上の双方の視点をもった看護サービスを提供できるよう、医学的・薬学的な知識を看護実践に活用する方法論を学び、専門的な臨床実践能力に統合する。 	<ul style="list-style-type: none"> 知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う。

※ カリキュラムの項目は、「2年間」と「8ヶ月程度」のいずれも同一のものを想定。

ただし、8ヶ月程度のカリキュラムでは、「基礎となる知識」・「技術・能力」・「総合的知識・統合力」・「演習・臨地実習」について、一定の分野に特化した教育内容を検討。

【参考2】看護師に対する医師の指示の在り方

1. 医師の指示

- 保健師助産師看護師法第37条において、看護師は、医師の指示がなければ、医行為（診療の補助）を実施してはならないこととされている。
- 医事法制においては、医行為（当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのになければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）について、自身の判断により実施することができるのは医師に限定されている。
- しかしながら、看護師も医学的判断及び技術に関連する内容を含んだ専門教育を受け、一定の医学的な能力を有していることにかんがみ、一定の医行為（診療の補助）については、その能力の範囲内で実施できるか否かに関する医師の医学的判断を前提として、看護師も実施することができることとされている。
- 上記の医事法制の枠組みを踏まえれば、「医師の指示」は、「医師が、患者の状態や看護師の能力等を勘案し、当該看護師の能力の範囲内で実施できるか否かを判断した上で、必要に応じて実施に係る規準等を示しつつ、当該看護師に対して実施すべき行為を伝達すること」と解することができ、医師は当該指示が適切であったかどうかについて責任を負うこととなる。

2. 「具体的な指示」と「包括的指示」

- 医療関係職種の中には、各資格法において、一定の医行為（診療の補助）を行う際に、医師の「具体的な指示」を受けなければならないこととされているものがある^(※)。この「具体的な指示」は、医行為を実施する際に伴う様々な判断（実施の適否や実施方法等）について、指示を受けた者が裁量的に行う必要がないよう、できるだけ詳細な内容をもって行われる指示であると解している。

※ 臨床検査技師による採血

臨床工学技士による一部の生命維持管理装置の操作（血液・気体又は薬剤の注入、血液・気体の抜き取り、電気的刺激の負荷）
救急救命士による一部の救急救命処置（乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ・ラシングアルマスク・気管内チューブによる気道確保、エピネフリンの投与） 等

- 一方、「包括的指示」は、保健師助産師看護師法等において直接規定されている概念ではなく、「チーム医療の推進について」（平成22年3月19日チーム医療の推進に関する検討会取りまとめ）において整理されているように、一般的には、看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう、医師が、患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為を一括して指示することと理解されている。前述の「具体的な指示」のような「できるだけ詳細な内容」をもって行うものではないが、1. の「医師の指示」の解釈に沿って運用することが求められる。

※ 「包括的指示」については、診療分野や業務の内容によって理解されているイメージに差異があり、また、各医療機関等において、医療安全の確保や看護師の能力等にかんがみ、異なった方針や考え方の下で運用されているのが実態である。

3. 包括的指示を活用する際の留意点

- 「包括的指示」を活用する際には、「チーム医療の推進について」における提言を踏まえ、医療安全の確保の観点から、例えば、以下の点に留意する必要があると考えられる。
- ・ 「包括的指示」に基づいて対応可能な状態を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること。
 - ・ 医師と看護師との間で「包括的指示」の内容の認識に齟齬が生じないよう、原則として、指示内容が標準的プロトコール（具体的な処置・検査・薬剤の使用等及びその判断に関する規準を整理した文書）、クリティカルパス（処置・検査・薬剤の使用等を含めた詳細な診療計画）等の文書で示されていること。
 - ・ 「包括的指示」による処置等が適切に実施されたかどうか事後的に検証できるよう、当該指示に基づく処置等の内容を記録・管理しておくこと。

(参考) 救急救命士に対する医師の「具体的な指示」の例

○救急救命士法（平成3年法律第36号）

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

（業務）

第四十三条 救急救命士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

2（略）

（特定行為等の制限）

第四十四条 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

2（略）

厚生労働省令で定める救急救命処置（特定行為）とは・・・

- ①乳酸リングル液を用いた静脈路確保のための輸液
- ②食道閉鎖式エアウェイ・ラシングアルマスク・気管内チューブによる気道確保
- ③エピネフリンの投与

医師の具体的な指示の例（平成4年3月13日付け厚生省健康政策局指導課長通知より）

- ①について：静脈路確保の適否、静脈路確保の方法、輸液速度等
- ②について：気道確保の方法の選定、（酸素投与を含む）呼吸管理の方法等
- ③について：薬剤の投与量、回数等

医師が具体的指示を救急救命士に与えるためには、指示を与えるために必要な医療情報が医師に伝わっていること及び医師と救急救命士が常に連携を保っていることが必要である。なお、医師が必要とする医療情報としては、全身状態（血圧、体温を含む。）、心電図、聴診器による呼吸の状況などが考えられる。

【参考3】特定行為を含めた看護業務の具体的なイメージ

- 次のページ以降の11枚の図は、特定行為を含めた看護業務の具体的なイメージについて、一例を示したものである。特定行為に該当するものと想定される業務・行為については、図中において赤字斜字体で記載している。
 - 厚生労働大臣の認証を受けた看護師であれば、標準的プロトコールやクリティカルパス等の文書を活用した医師の事前の指示に基づき、必要に応じて医師や他の医療スタッフと連携しながら、図に記載された業務全体を実施することが可能となる。
 - 厚生労働大臣の認証を受けていない看護師も同様に、医師の事前の指示に基づき、図に記載された業務全体を実施することが可能である。ただし、特定行為（赤字斜字体）の実施に際しては、医師に対して、判断を下すために必要な情報を伝えた上で、医師から「具体的な指示」（医事法制上の法律用語。参考2を参照。）を受けて実施しなければならない^(※)。
- ※ 併せて、一定の組織的な安全管理体制等が整備されていることが条件となる。
- なお、特定行為に該当するものと想定される業務・行為は、現時点において確定したものではない。今後、「看護業務実態調査」の結果、「特定看護師（仮称）養成 調査試行事業」や「特定看護師（仮称）業務試行事業」の実施状況、学会・職能団体の意見等を踏まえながら、引き続き検討を行うものである。

帰宅可能な外傷患者への対応に関する業務



救急外来受診の外傷患者

併せて実施するケア

- ◆排泄介助
- ◆転倒やベッドからの転落防止
- ◆歩行介助
- ◆車椅子介助
- ◆松葉杖の使用方法、自宅での傷の対応等

【診療の優先順位の決定（トリアージ）】

フィジカルアセスメント

創部の状態の把握と応急処置

既往歴の確認（アレルギー等）

患者及び家族への説明

医師の包括的指示の下、
適宜、報告・連携する

【必要に応じた処置】

創部の処置

- ・創部の洗浄・消毒
- ・**局所浸潤麻酔の実施**
- ・**電気凝固メスによる止血**
- ・**非感染創の縫合**
- ・**医療用ホッキスの使用**
- ・創傷被覆材の選択・使用

創部の自己管理に関する指導

皮下膿瘍の切開・排膿

症状の軽減・消失

期待される効果

来院時に正確なトリアージを行い、必要な検査や初期対応を実施することが可能となり、患者の待機時間の短縮や重症化の防止につながる。患者にとっては、診察と処置・治療との間の待機時間等が短縮され、患者の負担が軽減される。また、複数の患者を同時並行的に診察・治療することが求められる救急現場において、医師の負担軽減を図ることができる。

胸部症状の患者への対応に関する業務



【診療の優先順位の決定（トリアージ）】

- フィジカルアセスメント
- トリアージのための採血・尿検査
- 12誘導心電図検査の実施
- 単純X線撮影・心エコー検査の一次的評価

【必要に応じた処置】

- 末梢血管静脈ルートの挿入
- 輸液剤の投与

- 酸素投与の開始、中止、投与量の調整

薬剤師
臨床検査技師
診療放射線技師
臨床工学技士等と連携

【特に重症者に対して行う処置】

- 定型的な抗不整脈剤の投与

- 動脈ラインの確保

- 一時的ペースメーカーの操作・管理

- 呼吸・循環動態のモニタリング監視

- 局所浸潤麻酔の実施

- 動脈ラインの抜去・圧迫止血

- IVR時の血管穿刺・カテーテル挿入・抜去

症状の軽減・消失

胸部症状の患者

併せて実施するケア

- ◆排泄介助
- ◆転倒やベッドからの転落防止
- ◆歩行介助
- ◆車椅子介助
- ◆安静度の説明と遵守 等

期待される効果

来院時に正確かつ迅速なトリアージを行い、必要な検査や初期対応を医師と連携して速やかに実施することが可能となり、治療開始まで時間の短縮等により重症化の防止につながる。また、患者の状態を的確に把握してマネジメントを行うことにより、治療の流れが円滑になり、多職種が能力を最大限発揮して良質な医療を提供することが可能となる。

医師の包括的指示の下、
適宜、報告・連携する

急激に病状が変化した患者への対応に関する業務

医師の包括的指示の下、
適宜、報告・連携する



急激に病状が
変化した患者

併せて実施するケア

- ◆転倒やベッドからの転落防止
- ◆プライバシーの保護等

【最も基礎的な状態把握】

バイタルサインチェック

薬剤師
臨床検査技師
診療放射線技師等
と連携

【応急的な処置】

酸素投与の開始、中止、
投与量の調整

動脈ラインの確保

心肺停止患者への気道
確保、マスク換気、心臓
マッサージ

心停止の患者に対する
除細動の実施

経皮的気管穿刺針の挿入

末梢血管静脈ルート挿入
輸液剤の投与

経口・経鼻挿管の実施

薬剤の投与
・アドレナリン
・アトロピン硫酸塩水和物

【必要に応じた検査と一次的評価】

単純X線撮影・単純CT撮影の
一次的評価

血液検査・尿検査・12誘導心
電図検査・超音波検査の実施
と一次的評価

動脈血ガス分圧の測定
(直接動脈穿刺による採血)

【状態の把握・再評価】

呼吸・循環動態の
モニタリング監視

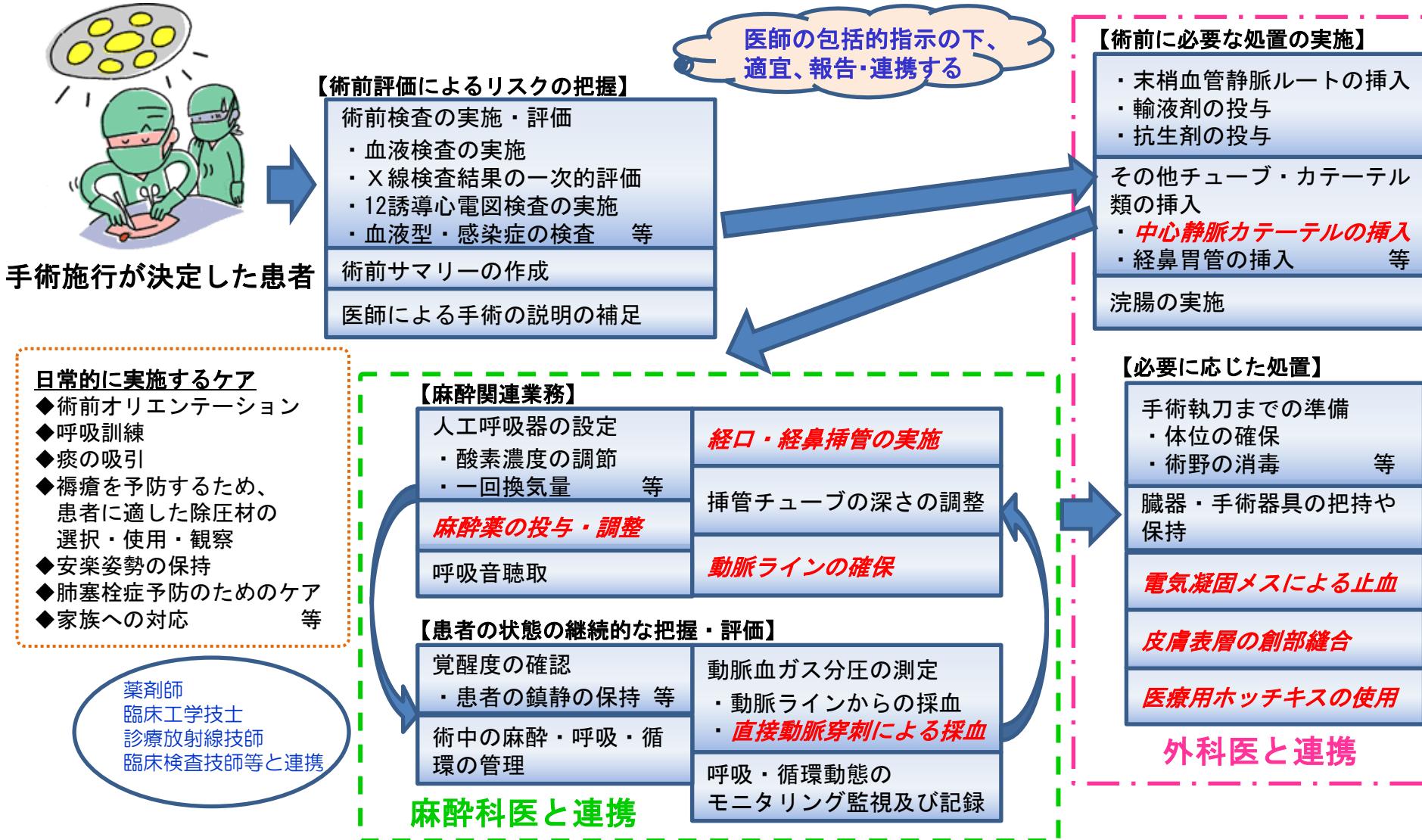
バイタルサインの評価

期待される効果

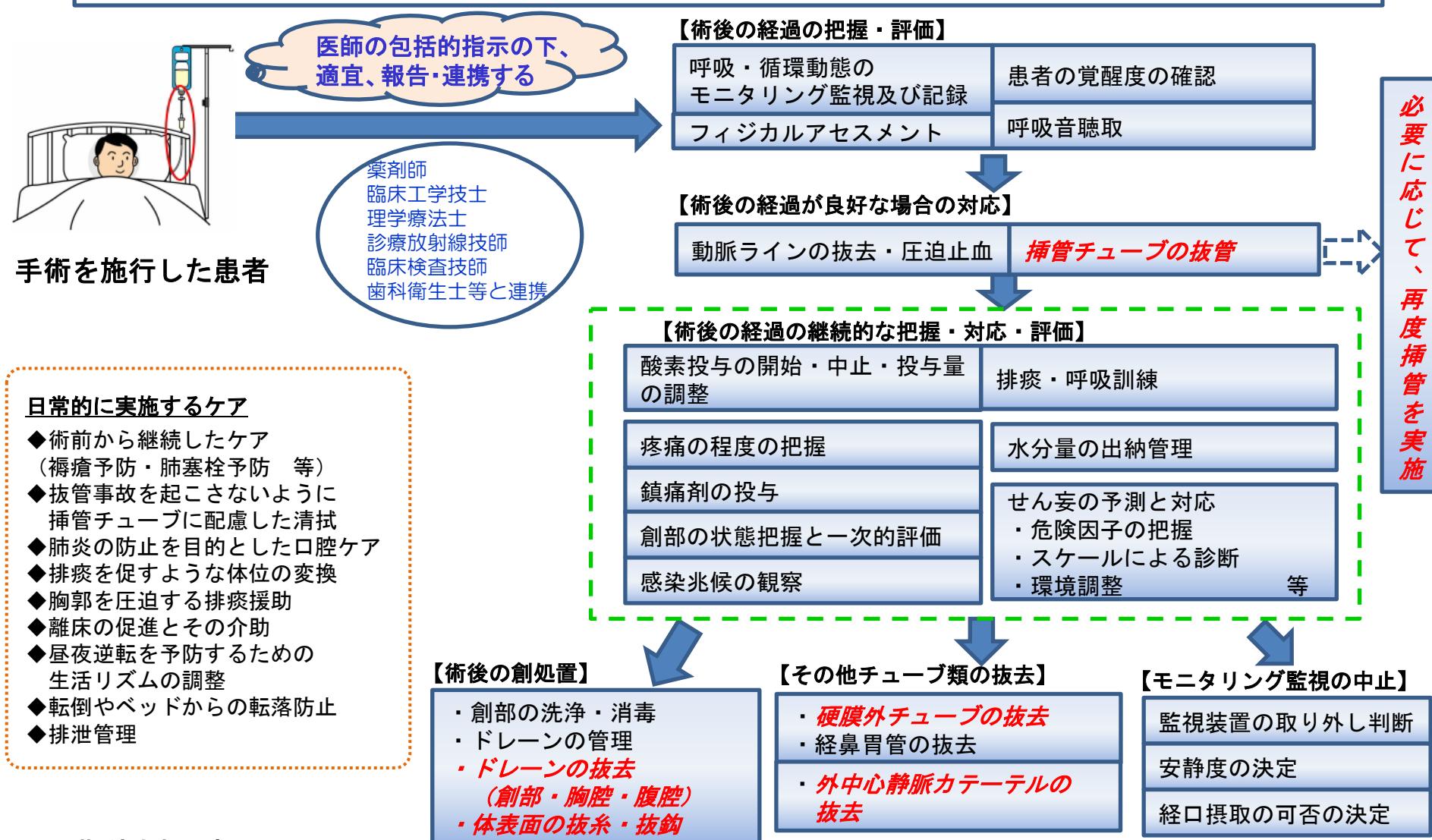
回復

患者の急変時に、医師と連携して迅速に必要な検査や初期対応を実施することが可能となり、重大な生命の危機の回避、更なる重症化の防止につながる。

手術の実施に関連した業務：周術期(術前・術中)

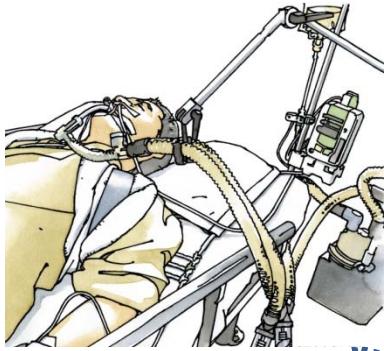


術後管理に関する業務：周術期(術後)



医師と連携して患者にとって最良の時期に適切な対応を迅速に行うことが可能となり、患者の早期離床の促進、合併症リスクの軽減等により、患者の早期回復につながる。また、医師の負担軽減につながることから、医師が本来の治療や処置に集中することが可能となる。

人工呼吸器からの離脱に関する業務



人工呼吸器装着患者

【計画の作成】

- ・人工呼吸器離脱に向けた計画の作成
- ・患者及び家族への説明

医師の包括的指示の下、
適宜、報告・連携する

薬剤師
臨床工学技士
理学療法士
診療放射線技師
臨床検査技師
歯科衛生士等と連携

日常的に実施するケア

- ◆抜管事故を起こさないように挿管チューブに配慮した清拭
- ◆肺炎の防止を目的とした口腔ケア
- ◆痰の吸引
- ◆排痰を促すような体位の変換
- ◆胸郭を圧迫する排痰援助
- ◆昼夜逆転を修正するための生活リズムの調整
- ◆安楽姿勢の保持
- ◆四肢の筋力維持

【症状の継続的な把握・評価】

動脈血ガス分圧の測定 ・動脈ラインからの採血 ・ 直接動脈穿刺による採血	離脱に向けた鎮静コントロール
感染徵候の観察	単純X線撮影の一次的評価 呼吸音聴取

【症状への対応】

- 人工呼吸器の設定
・酸素濃度の調節
・換気モード
・一回換気量・呼吸回数 等

- ネブライザーの開始
挿管チューブの深さの調節

人工呼吸器からの離脱
(ウィニング)

挿管チューブの抜管

排痰・呼吸訓練

呼吸機能の回復・離床

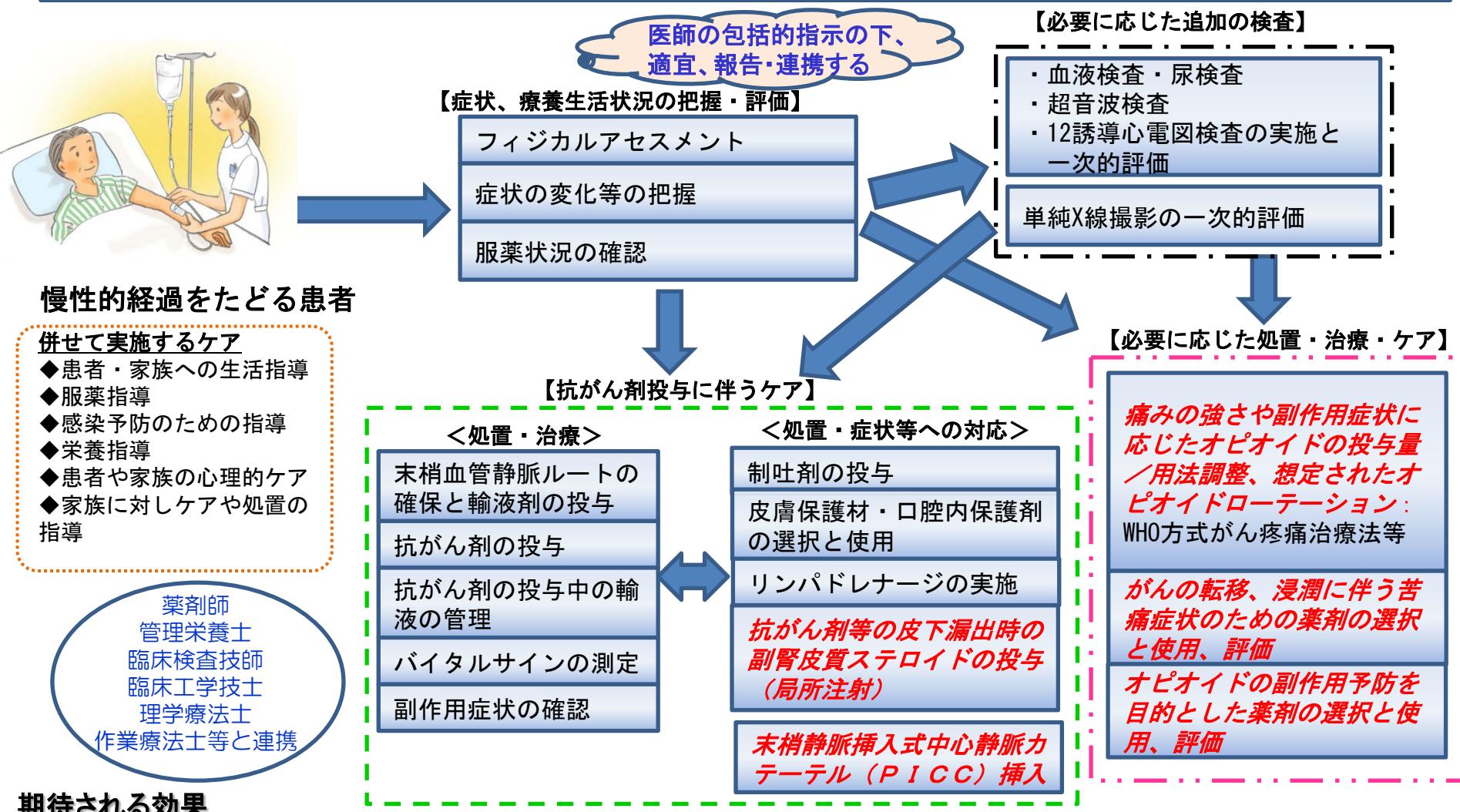
**必要に応じて、
再度挿管を実施**

NPPV（より侵襲性の低い呼吸療法）の導入

期待される効果

医師等と連携の上、患者にとって最良の時期に人工呼吸器からの離脱や挿管チューブの抜管を行うことが可能となり、患者の早期回復につながる。

外来でがん化学療法を受ける患者の治療・処置等に関連した業務



看護師が日常生活の様子などを踏まえて、患者の状態をきめ細かく把握し、必要な治療や処置、生活指導を実施することによって、患者は、質の高い医療を受けつつ快適な療養生活を送ることができる。また、複数の患者を同時に診察・治療することが求められる医師にとっては、より重症な患者に早期に対応でき、説明や処置、治療に時間をかけることが可能となる。

症状の安定した慢性疾患患者（糖尿病）の対応に関する業務

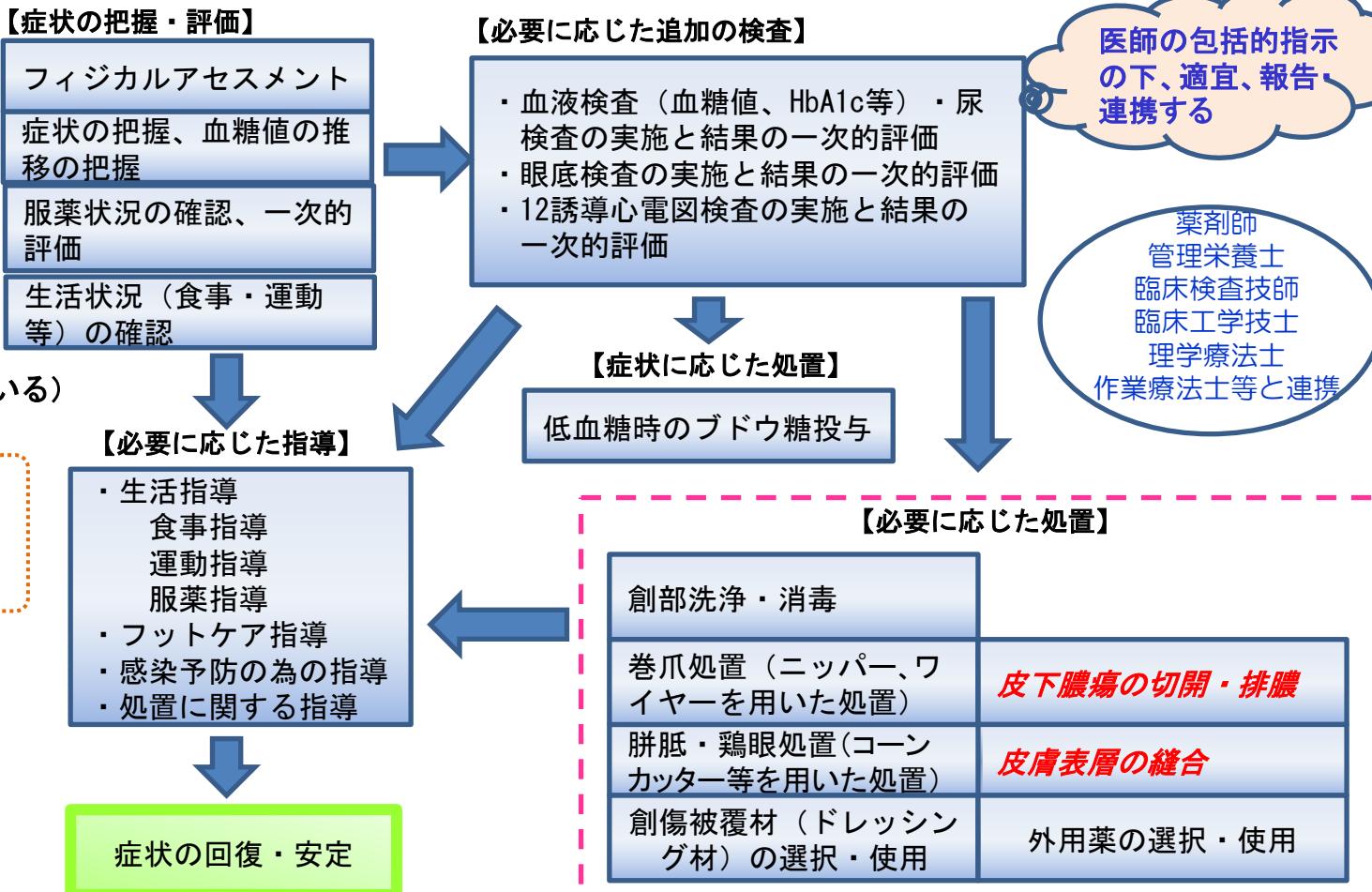


慢性疾患患者

（医師による診断名がついている）

併せて実施するケア

- ◆患者や家族の心理的ケア
- ◆家族に対しケアや処置の指導



看護師が日常生活の様子などを踏まえて、患者の状態をきめ細かく把握し、必要な治療や処置、生活指導を実施することによって、合併症の早期把握と対応ができる。患者は、最良の状態を維持しつつ快適な療養生活を送ることができる。また、多くの患者に専門的な医療の提供が求められる医師にとっては、より重症な患者に高度な医学的判断が可能となり、患者の満足度が向上するだけでなく重症化を防ぐことができる。

栄養状態の改善に関する業務



低栄養状態の患者

日常的に実施するケア

- ◆食事形態の工夫
- ◆食事介助
- ◆嚥下状態の観察
(飲み込み・むせ・咳嗽等)
- ◆摂食時の体位の工夫
- ◆補助具等の活用
- ◆生活リズムを整える
- ◆排便コントロール
- ◆皮膚の観察
- ◆清潔ケア
- ◆口腔ケア
- ◆食事に適した環境整備

【栄養状態のアセスメント・評価】

主観的包括的栄養評価

- ・問診（体重変化 等）
- ・身体所見
- ・活動状況

等

客観的栄養評価

- ・身体計測値
- ・生化学検査（血液・尿）

結果の一次的評価 等

【摂食・嚥下に関する評価】

嚥下機能の評価

消化管機能の評価

活動と休息のリズムの評価 等

単純X線撮影の一次的評価

医師の包括的指示の下、
適宜、報告・連携する

管理栄養士
診療放射線技師
歯科衛生士
理学療法士
作業療法士
言語聴覚士等と連絡

栄養改善のための処置

【経口摂取が可能な場合】

摂食・嚥下訓練

治療食内容の決定と変更 (経腸栄養含む)

<経腸栄養による対応>

経管栄養用の胃管挿入と 入れ替え

患者・家族への栄養管理、 胃管管理の指導

<経口摂取が不十分もしくは不可能な場合>

<点滴による対応>

末梢静脈ルートの確保

輸液剤の投与

- ・創部の消毒
- ・中心静脈カテーテルの挿入
- ・皮膚表層の縫合
- ・高カロリー輸液の投与 等

【栄養状態が改善した場合の処置】

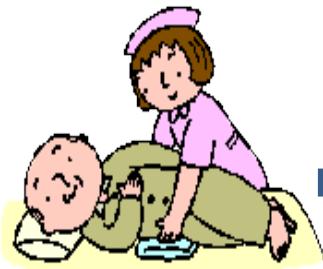
- ・中心静脈カテーテルの抜去
- ・体表面の抜糸

栄養状態の改善

期待される効果

低栄養状態における患者に対して、必要な情報を把握しながら、医師等と連携して栄養状態の改善に向けた処置やケアを実施することにより、患者の生活に最も適した方法を選択することができ、患者の満足度の高い療養生活が可能となる。

褥瘡の処置に関する業務



褥瘡の患者

日常的に実施するケア

- ◆創部の観察
- ◆感染徴候の観察
- ◆栄養管理
- ◆排便コントロール
- ◆おむつの選択
- ◆血流促進のための清潔ケア
- ◆患部・骨突出部の体圧評価
- ◆マットレスの選択
- ◆ずれ力の除去
- ◆患部と骨突出部を除圧するための体位保持
- ◆四肢拘縮予防
- ◆振動器による局所の血流促進

【創部の状態の把握・評価】

- 検査の実施及び一次的評価
・血液検査
・血流評価検査
・超音波検査
等

医師の包括的指示の下、
適宜、報告・連携する

創部洗浄

【必要に応じた処置及びケアの実施】

褥瘡の壞死組織の デブリードマン

(必要時)
電気凝固メスによる止血
(褥瘡部)

創傷被覆材(ドレッシング
材)の選択・使用

外用薬の選択・使用

陰圧閉鎖療法の実施

褥瘡の治癒

薬剤師
管理栄養士
臨床検査技師
臨床工学技士
理学療法士
作業療法士等と連携

期待される効果

体位、排泄等の工夫、栄養管理、マットレスの選択などの基本的看護ケアについて、より積極的かつ緻密に行うことことで褥瘡の発生や重症化を予防するとともに、医師と連携して適切な処置を適切な時期に行うことにより、早期回復を促進し、患者が早期に退院して地域で在宅療養を続けることを可能とする。

在宅医療等における終末期がん患者の対応に関する業務（訪問看護）



終末期患者

日常的に実施するケア

- ◆合併症の早期発見
- ◆感染徴候の観察
- ◆栄養管理
- ◆排泄コントロール
- ◆排泄介助
- ◆清潔状態の観察とケア
- ◆輸液の管理
- ◆疼痛コントロール
- ◆喀痰の吸引・ネブライザーの吸入
- ◆安楽な体位保持
- ◆褥瘡予防ケア
- ◆患者や家族の心理的ケア
- ◆家族に対しケアや処置の指導

【全身状態の把握・評価】

- 症状の把握・評価
 - ・バイタルサインチェック
 - ・症状の観察
 - ・意識レベルの確認
 - ・疼痛・苦痛症状の有無や程度の観察 等

【計画の作成】

緩和ケア計画作成と患者・家族への説明

医師の包括的指示の下、
適宜、報告・連携する

薬剤師
臨床工学技士
管理栄養士
と連携

【必要に応じた処置・治療の判断】

<苦痛の緩和に関連して>

- ・痛みの強さや副作用症状に応じたオピオイドの投与量／用法調整、想定されたオピオイドローテーション：WHO方式がん疼痛治療法等
- ・オピオイドの副作用予防を目的とする薬剤の選択と使用、評価
- ・がんの転移、浸潤に伴う苦痛症状のための薬剤の選択と使用、評価
- ・酸素投与の開始・中止・投与量の調整の判断
- ・腹水軽減の為の腹水ドレナージに伴う腹腔ドレーンの穿刺・抜去 等

<水分や栄養補給に関連して>

- ・末梢血管静脈ルートの確保輸液剤の投与
- ・高カロリー輸液剤の投与
- ・経腸栄養剤等の内容の決定・変更
- ・胃瘻・腸瘻のチューブ・ボタン交換 等

【在宅療養環境の調整】

家族間の意向等の調整

- ・必要な医療器具の確保
- ・必要な介護用品の検討
- ・利用可能な制度の紹介 等

【死因が想定可能な場合の対応】

死亡の確認

看取り後の処置

家族へのグリーフケア

期待される効果

患者の状態や症状の経過を理解しているため、適切な処置等を適切な時期に行うことが可能となり、患者の苦痛を軽減できる。また、想定可能な死因により死亡したと判断できる場合に、患者の生前の意思や家族の意向を踏まえて、医師による死亡確認を長時間待機したり病院に搬送することなく、患者・家族の希望する在宅医療が実現可能となり、在宅医療の推進につながる。

【参考 4】

医療現場における専門看護師・認定看護師の役割の一例

専門看護師・認定看護師の概要

	専門看護師	認定看護師
目的	複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識及び技術を深め、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上をはかる。	特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができ、看護現場における看護ケアの広がりと質の向上をはかる。
役割	・実践 ・倫理調整 ・相談 ・教育 ・調整 ・研究	・実践 ・指導 ・相談
経験	実務研修が通算5年以上 (うち3年間以上は専門分野の実務研修。このうちの6ヶ月は修士課程修了後の実務研修であること。)	実務研修5年以上 (うち3年以上は認定看護分野の実務研修)。
教育	看護系大学院修士課程修了者で、日本看護系大学協議会が定める専門看護分野の専門看護師カリキュラム総計26単位を取得していること。	認定看護師教育課程修了(6ヶ月・600時間以上)。
専門・認定看護分野(人)	<ul style="list-style-type: none"> ・がん看護 (250) ・母性看護 (35) ・精神看護 (93) ・慢性疾患看護 (48) ・地域看護 (20) ・急性・重症患者看護 (62) ・老人看護 (31) ・感染症看護 (9) ・小児看護 (56) ・家族支援 (8) <p style="text-align: center;">* 2011年1月現在</p> <p style="text-align: center;">合計612人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・がん化学療法看護 (625) ・がん性疼痛看護 (458) ・感染管理 (1, 177) ・緩和ケア (912) ・救急看護 (506) ・集中ケア (531) ・皮膚・排泄ケア (1, 389) ・小児救急看護 (111) ・新生児集中ケア (191) ・がん放射線療法看護 (30) ・摂食・嚥下障害看護 (233) ・糖尿病看護 (248) ・透析看護 (113) ・乳がん看護 (135) ・認知症看護 (122) ・手術看護 (176) ・不妊症看護 (100) ・訪問看護 (198) ・脳卒中リハビリテーション看護 (79) <p style="text-align: right;">* 2011年1月現在</p> <p style="text-align: right;">合計 7, 334人</p>
教育機関	68大学院171課程 (2011年4月現在)	50機関 92 課程 (2011年4月現在)
認定機関	公益社団法人 日本看護協会	

専門看護師の主な役割



専門看護師

- 日本看護協会認定
(養成課程は日本看護系大学協議会認定)
- 法律上、実施し得る業務は認定を受けていない看護師と同一

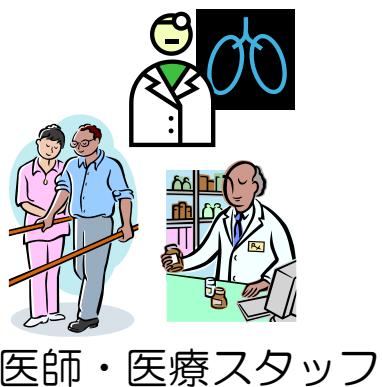


倫理調整

医療現場における倫理的な問題や葛藤を解決

調整

円滑な連携・協働に向けて調整



実践

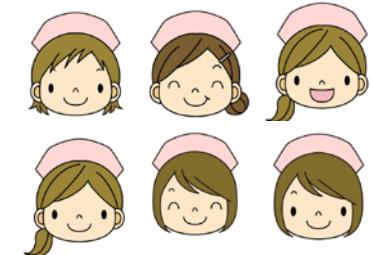
熟練した技術・知識をもって看護を提供



患者

教育

他の看護師への指導



看護師

研究

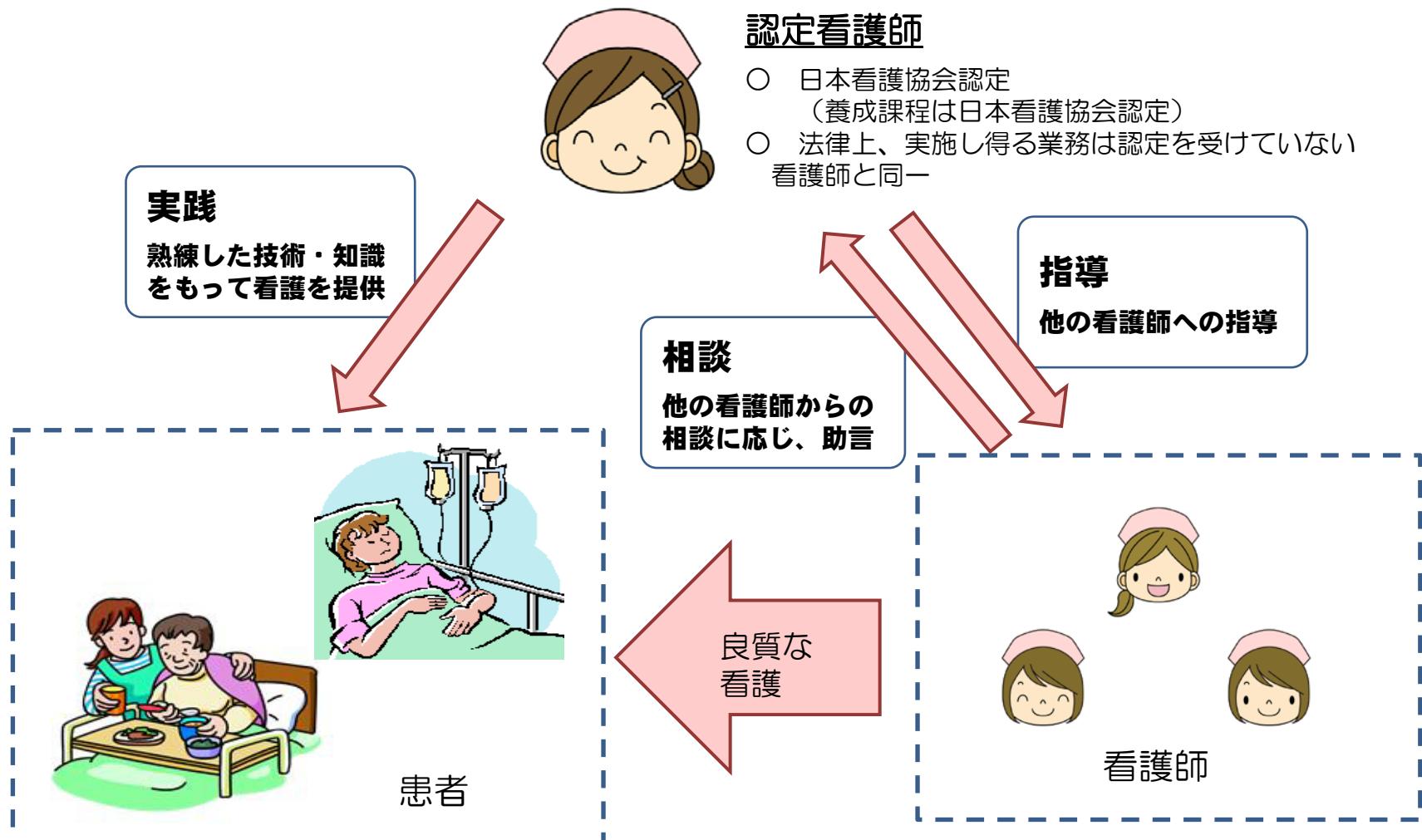
知識・技術の向上や開発を図るために、研究を実施

連携・協働

幅広い視点から看護チーム内外の調整や研究を行うことにより、看護業務全体の質を向上



認定看護師の主な役割



熟練した看護実践を実施することにより、看護の質を向上